

住宅の修繕

住宅の修繕には、市の負担で行うものと入居者の負担で行うものがありますが、修繕の負担範囲は次のとおりです。修繕が必要になったときは建築課にご連絡ください。

1 市が行うもの

- (1) 住宅の主要構造部分（基礎、柱、床、壁、屋根など）は市で修理します。
ただし、市が行うものでも、その破損が入居者の責任によって生じたものは、入居者において原形に復していただくか、修理の費用を負担していただきます。
- (2) 給水施設、排水施設、電気施設など（ただし、給水栓やスイッチなど構造上重要でない部分を除きます。）

2 入居者が行うもの

次のものは入居者の費用負担で修繕してください。

| 区分 | 内容 |
|--------|---|
| 建物 | <ol style="list-style-type: none">1 畳の表替えに要する費用2 障子及びふすまの張替え、ガラスのはめ替えに要する費用3 建具の修繕並びに建具に付属するカギなど金物類の修繕及び取替えに要する費用（錠前、カギ、引手など）4 ヌレ縁、雨桶などの小修理5 流し台、コンロ台、戸棚、郵便受箱などの部分的な修繕及び附属金物類の取替えに要する費用 |
| 水道電気 | <ol style="list-style-type: none">1 給水栓の修繕及び取替えに要する費用2 ガス栓の修繕及び取替えに要する費用3 電球、反射かさ、スイッチ、コンセント、ソケット、ヒューズなどの修繕及び取替え並びに換気扇及び換気孔の修繕に要する費用 |
| 便所浴室排水 | <ol style="list-style-type: none">1 便器、手洗器並びに洗面器に付属する金物類の修繕及び取替えに要する費用2 風呂釜及び浴槽の修繕に要する費用3 トラップ清掃及び便所、浴室、洗面所、流し台などの排水管のつまり4 便器、洗面器など衛生器具一式、便所の臭突、くみ取口蓋、ベンチレーター及び附属品の修繕に要する費用 |
| その他 | <ol style="list-style-type: none">5 その他、過失によるものなど住宅使用上当然入居者が修繕及び取替えしなければならないもの |

| | |
|--------------|---|
| 共同施設 附帯施設 | <ol style="list-style-type: none"> 1 浄化槽の維持管理に要する費用 2 排水管、汚水管、ためます、沈砂槽及び排水溝の消毒及び清掃に要する費用 3 共用排水管のつまりの清掃に要する費用 4 共用施設の廊下、階段室などの電灯設備のうち、スイッチ、コンセント、自動点滅器、電球、笠その他器具の取替えに要する費用 5 集会所、外灯、ポンプ室など共用施設の上記区分に準ずる修繕及び取替えに要する費用 |
|--------------|---|

※ その他社会通念上、当然入居者が負担すべきと認められるもの及び補修、取替えの原因が、入居者の責めによると認められるものは、入居者負担とします。

ただし、老朽化など不可抗力によるもの及び計画修繕による場合は除きます。